

# 港湾労働者年金の加入者(登録者) となられたみなさまへ

港湾労働者年金は、港湾運送の仕事に従事する労働者を雇用した事業者から安定協会に申請が行われ、加入要件を満たすことが確認されることにより、この労働者が加入する仕組みとなっています。

## 港湾労働者年金(港湾年金)とは

港湾年金は港湾運送業界独自の年金制度で事業者の費用負担で成り立っています。

### ▶無拠出

(登録者本人の掛け金なし)

### ▶15年間支給

(満60歳から満66歳の間で支給開始)

### ▶年2回支給

(6月と12月の各15日)

### ▶年間25万円支給

(源泉所得税等源泉徴収前)



(登録者証の様式(表面))

## 港湾年金をもらうには (受給資格要件)

### 【受給資格要件】

- ① 港湾年金登録者であること
- ② 港湾の適用職種の勤続期間が通算(一定の要件あり)18年間(216ヶ月)  
以上あること(ただし、満65歳の誕生日までの期間に限る)
- ③ 55歳以降に港湾運送の仕事を退職したこと、または、港湾運送  
の仕事に勤続中に満66歳になったこと

### 【受給の手続】

- ①～③の受給資格要件を全て満たし、安定協会への手続(裁定請求)を行って年金を受給できます。この手続きは事業者を通じて行います。

受給のための裁定請求の手続、その他、港湾年金に関するこ  
とについて、あなたが働いている事業者、または、働いていた  
事業者へご相談ください。

(申し出ても応じてもらえない場合は、当協会または地区の港運協会へご連絡ください。)

一般財団法人 港湾労働安定協会  
電話：03-5473-4363(港湾年金事務担当部署直通)

※令和6年4月1日現在の内容 詳細は年金規程をご確認ください。